

障害年金申請料金表

酒井社会保険労務士事務所

相談費用	初回無料 2回目以降業務委託契約により事務手数料10,000円 但し、着手金が発生する場合には、不要
年金請求	着手金20,000円 + 成果報酬 (①及び②) ① 年金額の2か月分 ② 遡及時には +遡及総額の10% ※ 最低保証10万円
審査請求	着手金30,000円 + 成果報酬 (①及び②) ① 年金額の2か月分 ② 遡及時には +遡及総額の10% 障害手当金の場合は、手当金の15%
再審査請求	着手金30,000円 + 成果報酬 (①及び②) ① 年金額の3か月分 ② 遡及時には +遡及総額の15% 障害手当金の場合は、手当金の20%
額改定請求	着手金10,000円 + 成果報酬 ①年金額の1か月分
更新時	事務手数料 10,000円 ただし、医師に提出する 申立書等を再度作成する場合は、年金額の1か月分
障害者特例	年金額の1か月分 ※最低保証 5万円

※ 上記料金は、税抜きです。消費税がかかります。

※ 成果報酬は支給が決定になった場合に頂戴いたします。

年金の初回振込後、1月以内に指定口座にご入金していただきますようお願いいたします。